1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例(平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。)第5条の規定により、令和3年1月30日付けで行った文書「2020年12月、2021年1月のにじの丘中学校第3学年職員の在校時間記録」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会(以下「処分庁」という。)が令和3年2月5日付け2瀬学教第2384号で行った公文書一部開示決定の処分については、不存在のため不開示とした部分を除き開示すべきである。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和3年1月30日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和3年2月5日付け2瀬学教第2384号で行った公文書一部開示決定の処分について、不開示とした部分(不存在のため不開示とした部分を除く。)の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 処分庁の決定の違法について

一般論として、学校の教職員を含む地方公共団体の職員がその職務の執行に当たる行為を記録した公文書は、たとえ職員個人が識別され得るため、形式的には当該職員個人に関する情報を記録した文書であるとしても、それが開示されることにより当該職員のプライバシー又は個人生活に関する権利若しくは利益が侵害されるとはおよそ考えられないから、実質的には個人に関する情報を記載したものには該当しないと解すべきである。また、職務の執行に当たる行為を記録した公文書について、表現上は特定の職員個人に関する情報を記録したものに見えても、その文書の性質上、当該職員個人に結びつく情報を内容とするものでないことが客観的に明らかであるものも、個人に関する情報を記載したものには該当しないと解すべきである。

イ 条例第7条に規定する不開示情報の該当性について

一部開示決定とした公文書(不存在のため不開示とした部分を除く。以下「本件対象文書」という。)について、職名、氏名及び整理番号を開示したとしても、これによって新たに判明する事実は、当該職員が学校内において、記録された在校時間の間、職務を遂行したという事実に止まる。在校時間の状況から特定の職員の勤務態度又は当該職員に固有な情報が推認される等の特段の事情がある場合を除き、職名、氏名及び整理番号を開示することによって新たに判明する事実は、当該職員が学校内において勤務しているという以上のものではないというべきである。従っ

て、形式的には不開示情報に該当するように見えても、実質的には不開示情報に該当しないと解すべきである。以上のことから、本件処分には理由がなく、違法な決定であるので取り消されるべきである。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 在校時間状況記録には、出退勤の時刻だけではなく、年次休暇、療養休暇、家族休暇等様々な理由で在校しなかった時間が記録されている。これらの理由で在校しなかった時間については、職務の遂行に該当しない情報であり、教職員の氏名を公にすることで当該教職員の権利又は利益を不当に害するおそれがある。
- (2) 職名及び整理番号については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため、氏名と合わせて不開示としたものである。
- (3) 在校時間状況記録には、職務の遂行に該当しない情報が含まれており、当該部分を切り離すことは不可能であるため、特定の個人を識別することが可能となる情報である氏名、職名及び整理番号を不開示とした決定は妥当である。

4 審査請求に係る経過

令和3年 1 月30日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出

令和3年2月5日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付

令和3年2月6日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出

令和3年 2 月25日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼

令和3年 6 月 7 日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出

令和3年 6 月 9 日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼

令和3年 7 月 5 日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出

令和3年11月26日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施

令和3年12月10日 審査庁から審査請求人へ口頭意見陳述の際に出た質問に対す る処分庁からの回答書を送付

令和4年 1 月13日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

令和4年 3 月10日 第1回審査

5 審査会の判断の理由

(1) 本審査会は、処分庁が公文書を不開示とした点を中心として審査を行った。

ア 本審査会は、本件対象文書である在校時間状況記録の位置づけについて確認した。 処分庁は、在校時間状況記録について、愛知県教育委員会からの指示に基づき、以 前から教職員の在校時間を把握するために作成してきたものであり、令和3年4月 からは瀬戸市立学校管理規則(昭和34年瀬戸市教育委員会規則第1号)第19条 の2の規定による業務量の適切な管理のために作成しているものであるとの回答 であった。なお、在校時間状況記録については、これらを集約した情報を愛知県教育委員会に提出し、公表されているとの説明があった。

- イ 処分庁の弁明では、在校時間状況記録には年次休暇、療養休暇、家族休暇等の理由により在校しなかった時間が記載されているとの主張をしているが、本件対象文書ではこれらの理由の記載が確認できなかったことから、本審査会は、在校時間状況記録の記載方法について確認した。処分庁は、在校時間状況記録のうち備考の欄に年次休暇、療養休暇、家族休暇等の理由を記載することを想定して欄を設けているが、休暇取得の手続は休暇処理簿により行っていることから、在校時間状況記録に休暇に関する記載がなくても休暇取得について問題が生じることはないため、在校時間状況記録の補正を求めておらず、本件対象文書ではこれらの理由が記載されていないとの回答であった。
- ウ 審査庁が実施した口頭意見陳述において、審査請求人は、愛知県内の他の市町村で同様の開示請求を行ったが、そのほとんどで氏名等が開示されていると主張していることから、本審査会は、処分庁が他市町村の開示請求の対応状況を把握しているかについて確認した。また、氏名等を開示している市町村があるにもかかわらず、本件で不開示とした根拠について合わせて確認した。処分庁は、確認した限りでは、同様の開示請求を受けている市町村が少なかったものの、在校時間状況記録に休暇の理由が記載されているか否かで氏名等の開示・不開示が分かれる結果であったとの回答であった。また、不開示とした根拠については、情報を組み合わせることにより個人を特定することができてしまうことから、氏名等又は休暇等の個人的な理由に関する部分のいずれかを不開示とするという判断のもと、開示請求の趣旨が、在校時間を知りたいというものだったので、本件では氏名等を不開示とすることとしたと回答している。

この回答を受け、本審査会は、休暇等の個人的な情報だけを不開示とする判断を しなかった理由について確認した。処分庁は、本件対象文書では備考の欄に何も記載されていないことから、どのような理由で休暇を取得したかが不明確な状態であり、また、何も記載されていないことから不開示とすることもできないため氏名等を不開示とする判断をしたと回答している。

エ 以上の確認を踏まえ、本審査会では、在校時間状況記録は、条例第7条第2号ウに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報であり、当該在校時間状況記録に記載された教職員の氏名等は原則として保護すべきプライバシーとは扱わない情報であること、また、休暇の理由等の職務の遂行と関係のない個人に関する情報は当該箇所を不開示とすることで足り、本件対象文書のように休暇の理由が不明確であることをもって氏名等を不開示とするには理由がないことから、不開示とした部分(不存在のため不開示とした部分を除く。)は開示すべきであるという結論に至った。

なお、繰り返しになるが、本件対象文書では、休暇の理由等が記載されていない

が、在校時間状況記録に職務の遂行と関係のない個人に関する情報が記載されている場合は、条例の規定に基づき開示・不開示の判断が必要である。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。